

橋本市上下水道事業
橋本市上下水道台帳管理システム再構築業務(公募型プロポーザル)
実施要領

1. 目的

この要領は、橋本市が実施する橋本市上下水道台帳管理システム再構築業務の受託候補者（以下、「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により決定するために、必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

委託業務の概要は、以下のとおりとする。

（１） 名称 橋本市上下水道台帳管理システム再構築業務（以下、「本業務」という。）

（２） 業務の範囲

（システム構築に係る業務）

- ① 計画準備
- ② 打合せ協議
- ③ 下水道施設データ移行
- ④ 排水設備データ移行
- ⑤ 上水道台帳管理システムデータ移行
- ⑥ 上水道施設データ位置修正等精査
- ⑦ 管網モデル作成
- ⑧ データ論理検査等
- ⑨ システムデータ作成
- ⑩ システム機能構築
- ⑪ システム調整
- ⑫ 基盤図データ設定
- ⑬ システムセットアップ・初期設定等
- ⑭ 操作研修
- ⑮ マニュアルの提供

（システム運用・保守に係る業務）

- ① 計画準備
- ② 操作研修
- ③ データバックアップ
- ④ 基盤図データ更新
- ⑤ 管網モデル作成
- ⑥ 管網解析サービス
- ⑦ システム電話対応等

- ⑧ システム利用
- ⑨ 住宅地図複製利用

(3) 業務期間

① 上下水道台帳管理システム再構築

契約日の翌日～令和6年3月31日（本運用までの仮稼働、操作研修期間を含む）

② システム運用、保守期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日

(4) 委託料の支払

①システム構築に係る費用については、構築完了後に請求することができる。

②システム運用、保守委託料については、業務期間中20回（4回/年を上限）に分けて請求することができる。

その他、詳細については委託者・受託者双方で協議の上決定する。

3. 見積上限価格

上下水道台帳管理システム再構築について下記金額を見積上限価格とし、この価格を超える提案は受付けない。

提案金額は、提案見積書（様式自由）により提案するものとし、総額を消費税及び地方消費税抜きで提示すること。また、参考に ①システム構築に係る業務 ②システム運用・保守に係る業務 の内訳を記入すること。

見積上限価格 47,540,000 円（税抜）

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は単体企業とし、本業務の目的を理解し、業務遂行にあたり能力と実績を有するもので、以下の各号すべてに該当することとする。

- ① 橋本市建設工事及び委託業務請負業者選定規程に規定する令和4年度・5年度入札参加有資格申請を提出し、業者登録がなされていること。
- ② 公告日現在において、橋本市建設工事等契約に係る入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- ③ 近畿地方整備局管内（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、福井県、和歌山県）に、委託業務の請負契約を常時締結する事務所（本店・支店・営業所等）を有すること。
- ④ 国税・地方税の滞納がないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法の規程による更正手続き開始の申立て、又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 公序良俗に反する行為を行う者でないこと。
- ⑨ 企業として以下の認証登録を全て取得していること。
- 1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001 若しくは JISQ27001)
 - 2) プライバシーマーク (JISQ15001)
 - 3) 品質マネジメントシステム (ISO9001)
- ⑩ 「橋本市上下水道台帳管理システム再構築業務 特記仕様書」第 3 条に示す技術者が配置可能であること。
- ⑪ 近畿地方整備局管内（大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、福井県、和歌山県）の地方公共団体において、直近 10 年（平成 24 年 4 月着手から令和 4 年 3 月完了）に、上水道または下水道台帳管理システムの構築（再構築含む）業務を各 1 件以上受託し既に完了した実績を有している者であること。
- ⑫ 上記⑪により、構築又は再構築した上水道または下水道台帳管理システムが本業務の公告日時点で稼働している実績を有している者であること。

5. 審査委員会及び事務局

（1） 審査委員会

本業務における受託者を決定するために、橋本市において審査委員会を設置する。

（2） 審査の方法

審査は、提案者からの企画提案書及びプレゼンテーションをもって、橋本市が作成する審査基準に基づき審査委員会にて審査を行う。

（3） 事務局

本業務の受託者決定までの事務については、橋本市水道環境部水道経営室が行う。なお、提案書その他本業務の選考において必要な書類の提出先及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

【事務局】

〒648-0072

和歌山県橋本市東家一丁目 1 番 19 号

橋本市役所 水道環境部 水道経営室

☎ 0736-33-2860

FAX 0736-32-8688

E-mail sui-gyou@city.hashimoto.lg.jp

受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）

（4） 書類の提出方法

企画提案書他本業務の選考に必要な資料の提出は、上記事務局あてとする。なお、提案書の提出は必要部数を事務局に持参するものとし、郵送は認めない。

6. 選定手順

(1) 参加資格審査

参加資格を満たしているかを、参加表明書及び会社概要、実績等により審査する。審査結果は別途通知する。書類提出期限等は「8. 参加申込書の提出」及び「9. 企画提案書・提案見積書の提出」を参照のこと。

(2) 一次審査

提案事業者数が4社以上の場合、審査委員会で設定した審査項目（会社概要、業務実績、配置予定技術者調書、システム機能調査票）に基づき実施し、上位3社を選定し二次審査に進ませる。提案事業者が3社以内の場合、上記内容の評価点を算出し、二次審査へ進ませる。

(3) 二次審査

審査委員会への企画提案書、プレゼンテーションについて審査及び提案見積価格の採点を行い、一次審査の評価点に加えて本業務の受託候補者として交渉順位を決定する。

7. スケジュール

プロポーザルによる本業務の受託者の決定は以下の行程とする。（変更の可能性あり）

内容	実施日	備考（様式等）
参加募集の公告	令和4年7月22日(金)～	
参加表明書等の提出期間	令和4年7月25日(月)～ 令和4年8月9日(火)	8. (3) 提出資料に示す資料
一次審査結果通知	令和4年8月17日(水)	郵送及びメールで通知
質問受付期間①	令和4年7月25日(月)～ 令和4年7月29日(金)	質疑書（様式6-1）
質問受付期間②	令和4年8月17日(水)～ 令和4年8月23日(火)	質疑書（様式6-2） ※一次審査合格者のみ対象
質問回答	令和4年8月1日(月)	HPで公開（①に対する回答）
	令和4年8月25日(木)	HPで公開（②に対する回答）
企画提案書、見積書の提出期限	令和4年9月5日(月)	9. (1) 提出資料に示す資料
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和4年9月中旬	一次審査合格者に別途通知する。
二次審査結果通知	令和4年9月下旬	郵送
本業務契約締結にかかる打ち合わせ	令和4年9月下旬以降	
契約締結	令和4年9月下旬以降	

* 上記期間中の土日、祝日等の閉庁日は除く。平日は9時～17時の間。

8. 参加申込書の提出

(1) 参加申込書の配布

参加申込書は、参加募集の公告をもって橋本市 HP に掲載する。

(2) 参加申し込みの手続き

参加を申し込む企業は、以下の資料を事務局に提出すること。提出は原則持参とし、郵送は認めない。

(3) 提出資料

提出書類	様式・備考
参加表明書等	参加表明書 (様式 1)
	会社概要書 (様式 2)
	企業の業務実績 (様式 3-1、3-2)
	配置予定技術者調書 (様式 4-1、4-2、4-3)
システム機能調査票	システム機能調査票 (様式 5)
登記簿謄本	写し可 (提出日より 3 ヶ月以内のものに限る)
納税証明書	
会社概要パンフレット	
資格者証及び認証取得	写し可
業務実績証明書等	

(4) 提出書類 (参加申込書等) の留意事項

① 参加表明書 (様式 1)

1) 提出者の必要事項を記載し、押印すること。

② 会社概要 (様式 2)

1) 会社名、所在地、許認可資格等取得状況、従業員数等を記載すること。

2) 直近の決算における損益計算書、業務登録及び資格証の写し、登記簿謄本 (写し可)、パンフレットを提出すること。

③ 業務実績 (様式 3-1、3-2)

1) 実績は、様式下部の注意点に従って記載すること。

2) 記載した業務実績について、実績証明書等 (契約書の写しでも可) を提出すること。また、業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム (TECRIS)」に登録されている場合、登録番号を記載すること。

④ 配置予定技術者経歴及び実績 (様式 4-1、4-2、4-3)

1) 配置予定の主任 (管理) 技術者、照査技術者及び担当技術者について「氏名」「所属及び所在地」「保有資格」を記載すること。また、配置予定技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出するほか、雇用関係を証明する書類 (健康保険証等の写し) を添付すること。

2) 記載した業務実績について、実績証明書等 (契約書の写しでも可) を提出すること。また、

配置予定技術者毎にその業務に係わる契約書及び配置予定技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定技術者が業務に従事したことが確認できるページ）を提出、若しくは業務実績が財団法人日本建設技術総合技術センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合、登録番号を記載すること。

⑤ システム機能調査票（様式 5）

導入する予定の上下水道台帳管理システムについて、所有する既存システムのシステム機能調査票にて機能充足状況（標準で装備しているは A、カスタマイズもしくは代替え機能で用意する機能は B、用意できない、装備なしは C）を記入すること。

（5） 提出期限・提出先

提出期限

令和 4 年 8 月 9 日（火）午後 5：00

提出先

橋本市役所 上下水道庁舎内 水道経営室（持参に限る）

（6） 提出部数

1 部

（7） 参加資格一次審査結果

参加申込書の提出があった企業に対し、令和 4 年 8 月 17 日（水）に参加資格一次審査結果を通知する。公文書による通知は、郵送によるものとし、公文書の写しをメールにて事前に送付する。

9. 企画提案書・提案見積書の提出

8.（7）による一次審査通過の回答を受けた者は、令和 4 年 9 月 5 日（月）午後 5：00 までに提出すること。提出時は、必要書類を必要部数揃えた上で、事務局に持参すること。郵送又は期限までに書類の不備があったものは提案を認めない。

（1） 提出資料

提出書類	様式等
企画提案書等	企画提案書（様式 7）
	提案見積書（様式自由）

（2） 企画提案書（様式 7）

企画提案書については A4 縦サイズ片面 10 頁以内とし、文字サイズは 10.5 ポイント以上で作成するものとする（ただし、図表等に関してはその限りではない）なお、表紙（様式 7）と目次は 1 頁に数えない。また、専門的な知識を持たない者でも理解できるように簡素で平易な表現を心がけること。企画提案書は以下について記載すること。

- ① 実施方針
- ② 実施体制及び再構築スケジュール
- ③ 上下水道関連データ移行業務
- ④ 上下水道台帳管理システム機能（共通）

- ⑤ 上下水道台帳管理システム機能（上水道）
- ⑥ 上下水道台帳管理システム機能（下水道）
- ⑦ データ品質・精度管理
- ⑧ システム運用・保守
- ⑨ 独自提案

（３）提案見積書

提案見積書（様式自由）は以下のとおりとする。

① システム再構築

システム開発、導入、職員の研修、工期内の保守などシステムを導入するために必要な全ての費用を見積もること。

② 運用・保守に係る経費

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 60 ヶ月分の費用を見積もること。

※見積価格は①②を合わせて見積上限価格を限度とする。

※各項目については費用経費を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を抜いた金額とする。

（４）提出期限・提出先・部数

提出期限

令和 4 年 9 月 5 日（月）午後 5：00

提出先

橋本市役所 上下水道庁舎内 水道経営室（持参に限る）

※辞退届（様式 8）を提出した者並びに提出期限までに提出のない者については、参加を辞退したものとする。また、提出された提出書類の返却は行わない。

提出部数

企画提案書：正本 1 部、副本 9 部

提案見積書：1 部

10. プレゼンテーション評価の実施

（１）プレゼンテーション

審査委員会に対し、提案システムのプレゼンテーション及びデモンストレーションを行い、主に下記の項目について評価を行う。また、企画提案の内容についてヒアリングを行う。

- ① 提案システムの操作性
- ② システム機能調査票の検証

（２）実施日程

令和 4 年 9 月中旬を予定している。詳細日程等については一次審査通過者へ個別に通知を行う。準備（10 分）、プレゼンテーション・デモンストレーション（40 分）、ヒアリング（15 分）、機器等撤去（10 分）を目安として実施する。

（３）機材等

プレゼンテーションに必要な機材等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源は市が用意する。

（４）その他

プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等の内容について説明を行うものとするが、補足説明が必要な場合は、提案書等の内容を逸脱しない範囲で実施するものとする。なお、追加資料等の提出は認めない。

１ １． 質問の受付・回答

（１） 質問方法

質問事項は（様式 6-1 及び様式 6-2）「質疑書」により行うこと。

- ① 質問受付期間中における質疑は、電子メールによる質疑のみとし電話での質疑は一切受け付けない。
- ② メールの標題は、次のとおりとすること。「上下水道システム質疑書(質問者名)」
- ③ 質問に対する回答の内容は、本業務の提案依頼内容の追加または修正とみなす。
- ④ 質問が複数ある場合、複数ページの質疑書を 1 つのファイルに収めることとし、追加の質問は認めない。尚、（様式 6-2）については一次審査合格者のみ提出可とする。
- ⑤ 送付先メールアドレスは、事務局宛とする。

（２） 回答方法

質問の回答は、（様式 6-1）については令和 4 年 8 月 1 日（月）午後 5：00 までに、（様式 6-2）については令和 4 年 8 月 25 日（木）17：00 までに橋本市 HP にて公表する。質問者への個別の回答は行わず、すべての質問に対する回答を公表するものとする。なお、公表時には質問者名は非公表とする。

（３） 質問受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

１ ２． 審査

（１） 企画提案書類による書類審査デモンストレーションを実施し、提案内容を審査基準により審査する。審査委員会において最も優れた提案をした者を優先交渉事業者とする。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合、審査委員会に諮り決定する。また、提案者が 1 社となった場合、審査方法を変更する場合がある。

（２） 審査項目

- ①参加表明書等（評価割合：12%）
 - ・ 会社概要
 - ・ 企業実績
 - ・ 配置技術者実績
- ②システム機能調査表（評価割合：13%）
- ③企画提案書（評価割合：50%）

④プレゼンテーション（評価割合：10%）

⑤提案見積金額（評価割合：15%）

1 3．決定通知

審査委員会における選考ののち、優先交渉事業者には決定通知を、その他の提案者には非決定通知を送付する。審査内容、審査基準ごとの点数については開示請求があった場合のみ公開する。合計点については、匿名により橋本市 HP にて公表する。

1 4．契約手続き

橋本市は、優先交渉事業者との契約に向けた具体的な協議を行うものとする。協議により業務内容に変更が生じた場合は、提案見積書の再提出を求める場合がある。万が一、優先交渉事業者と橋本市との間に契約を締結できない何らかの事象が生じた場合は、選考により次に得点の高い者を次点交渉事業者として交渉するものとする。

1 5．その他の事項

- （1） 提案書類の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- （2） 本業務の提案にあたり提出された書類は、本業務以外に使用しない。
- （3） 参加申込・辞退届及び企画提案書類は、返却しない。
- （4） 参加申込・辞退届及び企画提案書類は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。
- （5） 提案・応募に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- （6） 参加資格要件その他橋本市の決定に対する疑義は認めない。